

議案と討論

賛成
反対



平成30年第4回定例会で審議され、討論が行われた議案の結果、討論の概要をお伝えします。
 議案には、主に予算案・条例改正案・人事案件等、市長が提出するもののほか、議員が提出するもの（条例改正案・意見書案・決議案等）があります。
 多くの条例改正案は市長提出によるものですが、今回は議員からも条例改正案が提出され、審議されました。

市長提出議案

条例制定・改正

●議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正：可決

〔改正内容〕公職選挙法・同施行令の改正を踏まえ、次の3点を改正するもの。

①市議会議員選挙の選挙運動用ビラ作成費用を公費負担の対象とする②公費負担の上限額改正③「市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」を廃止し、当条例に一本化する
結城議員：有権者が候補者の政策などを知る機会が増えることは、適正な判断を行って投票行動に生かせるなど、参政権の行使にとって重要なこと。公費負担の選挙運動費の限度額も引き上げられるが、市民の税金から出ていることを肝に銘じて

て使うことを訴え、賛成。
 ●成年後見制度利用促進審議会条例：可決

〔条例内容〕成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議等を行う機関として、当該審議会を設置するもの。成年後見制度の利用促進についての審議会の設置は、茨城県内では取手市が初となる。

〔審議会の主な事務〕①成年後見制度の利用促進②成年後見等実施機関の設立支援③成年後見制度の利用促進関係施策の基本的計画の作成

齋藤議員：市は成年後見サポートセンターを設置し、適切な対応に努めている。審議会が設置され、制度の利用促進が図られることを期待。賛成。

池田議員：成年後見制度は対象者の財産管理や日常生活を支えるために必要な制

度。制度の利用促進に関する施策の基本的な計画を進め、推進してほしい。賛成。
 ※成年後見制度：判断能力が不十分なため、契約等の法律行為を行えない人を代理して、必要な契約等の締結や財産管理など、本人の保護を図る制度。

●医療福祉費支給に関する条例改正：可決

〔改正内容〕医療福祉費支給制度について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障がいの程度が1級に該当する者を医療福祉費の支給対象とするもの。
池田議員：精神障害者保健福祉手帳1級の方が、医療福祉費支給対象に。2級まで対象拡大を願う。市も要望を出したいと回答。賛成。

補正予算

●一般会計補正予算：可決

飯島議員：農地集積や空き



現在の市民ギャラリー「きらり」での展示の様子

取手駅西口のペDESTリアンデッキから。市民ギャラリーは、写真左手の宇田川ビルから、右手のボックスヒル内へと移転します。



店舗活用が進み、関係経費が追加計上。とりで・スクール・アートフェスティバル委託費は若者の可能性を高め発揮する事業で喜ばしい。アートギャラリー設置事業では、市の文化芸術が深められ、ブランドイメージ向上とシビックプライド醸成につながることを期待。賛成。

遠山議員：教育補助員賃金の増額補正を計上。学校現場の声を受け止め速やかな対応をされたことを評価。特別教室の空調設備設置工事に向けた実施設計業務委託料は、地元業者への分離分割発注を進めるとした方針も確認。賛成。
落合議員：小学校特別教室

等の空調工事業務設計業務委託料が計上。猛暑から児童の安全・健康を守る速やかな対応を高く評価。駅ビル内のアートギャラリー設計費やとりで・スクール・アートフェスティバル委託料が計上。アートの町取手、学生の町取手として、さらなる発展を期待。賛成。
池田議員：チャレンジデー事業実施業務委託料を計上。健康の裾野を広げるため大事な事業。アートギャラリー設置経費が計上。ボックスヒル取手にアートの拠点として市のアートギャラリーが入ることは非常に喜ばしい。賛成。

議員提出議案

決議

●市長及び職員と補助金交付団体役員との不適切な交際を解明する調査に関する決議案：否決

〔提出者〕細谷議員他1人
 〔決議概要〕平成28年6月2日、3日の大阪と京都方面への市長と職員による研修等参加における出張に関する事項、創業支援事業に関する事項を、百条調査特別委員会（以下、百条委）を設置して調査する。

赤羽議員：議員全員協議会（以下、全協）や委員会でも十分審議は尽くされた。職員・市長と利害関係者が酒

席を共にするのは不適切で、自分たちでも認めている。百条委で市政を混乱させる必要はない。反対。
関戸議員：全協でも聞いたが、副市長は「とりで起業家支援ネットワーク理事（以下、団体理事）に聞いた。領収書がない」という答弁のみ。これが不適切なだけでなく、もっと重大な問題になるのかどうかを明らかにすることは大きな意味がある。百条委は調査対象の関係者へ聞き取りができ、何としても必要。賛成。
細谷議員：京都・祇園のお茶屋での宴会で、事前に1万5千円と料金を決めていったということに大変違和感がある。幾らかかったかを証明できるのは団体理事ただ一人。仰々しくなるが百条委でなければ真相にたどり着けない。賛成。

百条調査権：地方議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる、地方自治法第100条に規定されている権限のこと。正当な理由がなくこれらの請求を拒否したり、虚偽の陳述をすると罪に問われるなど、強力な調査権であるため「伝家の宝刀」と呼ばれることもある。